

○筑波大学50年史編纂委員会規程

平成28年3月24日
法人規程第33号

筑波大学50年史編纂委員会規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する筑波大学50年史編纂委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 委員会は、筑波大学50年史（以下「50年史」という。）の編纂にあたり、次に掲げる業務を行う。

- (1) 50年史の編纂の基本方針に関すること。
- (2) 50年史に係る資料調査の方針に関すること。
- (3) その他50年史の編纂に係る重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 副学長
- (2) 附属図書館長
- (3) アーカイブズ館長（以下「館長」という。）
- (4) その他学長が指名する者 若干人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員のうちから学長が指名する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(委員以外の出席)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、次に掲げる専門的な事項を審議させるため、50年史編纂専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

- (1) 50年史の編纂の実務に関すること。
- (2) 50年史に必要な資料の調査に関すること。
- (3) 50年史の広報に関すること。
- (4) その他50年史の編纂に必要な事項

（組織）

第8条 専門委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 館長
- (2) アーカイブズ運営委員会の委員のうちから委員長が指名する者 若干人
- (3) その他委員長が指名する者 若干人

（委員長）

第9条 専門委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、専門委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（任期）

第10条 第8条第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

（委員以外の出席）

第11条 専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務）

第12条 委員会及び専門委員会に関する事務は、広報室及び関係部局の協力を得て、総務部総務課が行う。

（雑則）

第13条 この法人規程に定めるもののほか、委員会及び専門委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この法人規程は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。ただし、学長が必要と認める場合は、延長できるものとする。